平成28年度 第1回 門真市児童福祉審議会議事録

- 1. 日時: 平成28年6月24日(金) 午前10時~午前11時
- 2. 場所:本館2階 大会議室
- 3. 出席者:合田 誠、須河内 貢、道幸 尚志、森本 芳樹、吉兼 和彦
- 4. 事務局: こども未来部 河合部長、南野次長

こども政策課 山課長、湯川課長補佐、山中主任、山本係員、津田係員

保育幼稚園課 花城課長

- 5. 案件 1. 教育長あいさつ
 - 2. 委員長及び副委員長の選任
 - 3. 諮問
 - 4. 議題
 - (1)会議の公開について
 - (2) 保育所の認可について
 - (3) その他

6. 議事録

事務局:定刻になりましたので、ただいまから平成28年度 第1回門真市児童福祉審議会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、本日は、委員5名のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、門真市附属機関条例第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

事務局:続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

~資料確認~

なお、ここで、本日皆様の机に置かせていただいております委嘱状について、少し説明をさせていただきます。

参考資料1の門真市附属機関条例【抜粋】の資料をご覧ください。後半部分の附則の別表に、この審議会の担当する事務を記載しておりますが、担当事務が、市長権限によるものと、教育委員会権限によるものとがあるため、この会議は市長の附属機関と教育委員会の附属機関の両方を兼ねていることとなっております。したがいまして、各委員の皆様には、2つの位置づけの会議の委員を兼任していただくという趣旨で、本日、市長と教育委員会双方から委嘱状を2種類お配りしております。

委嘱状の説明及び資料確認については以上でございます。

それでは、開会に先立ちまして、門真市教育委員会を代表して、三宅教育長よりご挨拶を申し上げます。

教育長:(教育長挨拶)

事務局:ありがとうございました。それでは、各委員の方々をご紹介させていただきます。

~委員紹介~

合わせまして、事務局の職員につきましても紹介をさせていただきます。

~事務局紹介~

皆様、よろしくお願いいたします。最後に一つご案内なのですが、後日こちらの会議の議事録を 作成いたします関係で、会議の様子を録音させていただきたいと思いますので、あらかじめご了 承ください。録音につきましては、前に置いていますマイクによって音を拾っています。そのま までは録音ができず、前のマイクの中央部分にボタンがありますので、そこを押していただくと、 赤いランプが点きますので、ご発言いただく際は、ランプが点いたことをご確認いただいてから、 ご発言をいただくようお願いいたします。

事務局:それでは、お手元の会議次第によりまして、会議を進めさせていただきます。

次第2の「委員長及び副委員長の選任について」でございます。

委員長及び副委員長は、委員の互選により選任いただくこととなっておりますが、事務局より提 案させていただく形を取りたいと考えておりますがいかがでしょうか。

委員 : 異議なし

事務局:ありがとうございます。それでは、事務局といたしましては、大学において児童福祉に関して教 鞭を取っておられ、これまで門真市子ども・子育て会議等においても委員長、副委員長をお願い しております、合田委員と須河内委員に委員長、副委員長をお願いしたいと思っておりますが、 皆様いかがでしょうか。

委員 : 異議なし

事務局:では、合田委員長、須河内副委員長にお願いしたいと思います。両委員につきましては、お席の 移動をよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行については委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしく お願いいたします。

委員長:皆様、改めまして門真市児童福祉審議会を開催するにあたりまして、委員長という大役を引き受けさせていただくことに身の引き締まる思いでございます。門真市の子ども達のために、精一杯 尽力したいと思いますので、ご協力、お力添えよろしくお願いいたします。

副委員長:大阪人間科学大学の須河内と申します。専門は発達心理学でございまして、中でも乳児期の認知 発達というのを主たる研究領域としております。こうした私の専門性を生かして、子どもの視点 を提供するというような形で、微力ではございますけど、門真市の児童福祉の充実に貢献できれ ばと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長:それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。事務局、よろしくお願いします。

事務局: それでは、次第3の諮問についてですが、この審議会ではお諮りする個々の案件について諮問を させていただく形となりますため、今回は現在、認可申請のあった保育所について諮問いたしま す。

教育長:~諮問書 読み上げ~

委員長: それでは、続きまして、次第4の議題へと入ります。議題(1)会議の公開について、事務局より説明をお願いします。

事務局:それでは、議題(1)「会議の公開について」説明させていただきます。

門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を委員会の 長が、会議に諮って決定することとなっております。

本会議につきましては、原則の考え方どおり「公開」を考えておりまして、例外的に公開する ことにより事業者に不利益が生じる可能性がある場合のみ、委員長と相談の上で非公開とさせ ていただく運用とさせていただきたいと考えております。

具体的な公開方法等につきましては、市民の方に、会議の日程を市の広報紙、ホームページなどでお伝えし、当日お越しの方に傍聴していただくことを予定しております。公開とすることにより、会議の審議状況を市民に明らかにし、過程の透明性が図れ、また公正な会議の運営を図ることができると考えております。

会議開始から現時点までは非公開としておりますが、この場におきまして、これ以降の会議の 公開についてご審議いただきますようお願いいたします。

委員長:ただいま、事務局より、会議の市民への公開について提案がありましたが、何かご意見等ござ

いますでしょうか。

委員: 異議なし

委員長: それでは、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴いただくということとさせていた だきます。これについて、事務局より補足の説明があればお願いします。

事務局: それでは、ただ今ご承認いただきました会議の公開について、公開に関する規程についてお諮りいたしたいと思いますので、説明させていただきます。ただいまお手元に配布しております参考資料3「門真市児童福祉審議会公開要領(案)」、「門真市児童福祉審議会傍聴要領(案)」をご覧ください。

まず、会議の公開方法等についてですが、会議公開要領(案)にも記載しておりますとおり定員を10名とし、当日先着順に受付をさせていただいた上で会場内に設置いたします傍聴席で傍聴していただくこととさせていただきます。

また、先ほども説明させていただきましたが、会議の途中に何らかの理由により会議を非公開とする必要が生じた際には、傍聴者には委員長より理由を説明していただいた上で退席を求めることとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

さらに、配布しておりますもう1部の会議傍聴要領(案)につきましては、傍聴の際の注意点等として傍聴者に配布させていただきます。

この場では、以上の2つの規程についてお諮りいたします。なお、本日の会議につきましては、 あらかじめ、会議の公開が決定された場合のみという条件を付しまして、事前にホームページ 及び市情報コーナーで傍聴者の募集を行わせていただきました。

本日傍聴者は、来られておりません。

委員長: ただいまの事務局の説明について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

道幸委員:会議録について質問なのですが、録音した音声をそのまま出されるのかという公開の方法を教 えていただきたいです。また、会議記録は文書記録ですか。

事務局:会議録は文書で記録します。

道幸委員:それは逐語で記録しますか。役所によっては、読みにくい議事録も存在しますので。

事務局:基本的には逐語で書きますが、一定整理した上で議事録とさせていただいて、最後に各委員 の皆様に確認していただいた上で、内容に誤りのない形で、公開をさせていただこうと思って おります。

道幸委員:分かりました。

委員長:ご質問がないようですので、次に、議題2の「保育所の認可について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局: それでは、議題2についてご説明いたします。

はじめに、参考資料4 をお願いします。

こちらにはこの審議会において担当していただく保育事業等の定義等、審議会の位置づけ設置 や保育施設の設置についての部分を抜粋してお示ししています。関係部分に下線を引いており ますが、主な部分のみ説明をさせていただきます。

まず、3ページの上段、家庭的保育事業等といたしまして、第34条の15第2項及び第4項において、家庭的保育事業等を市町村長が認可すること、及びその場合は、児童福祉審議会の意見を聴くことが規定されております。

次に、その下の第35条第4項及び、ページをめくっていただいて5ページの第6項において、保育所の設置について、都道府県知事が認可すること、及びその場合は、児童福祉審議会の意見を聴くことが規定されております。今回の場合、保育所の認可権限については、市町村

に委譲されておりますため、市町村に置き換えて実施することとなります。

1ページ戻っていただいて、3ページに、この条の第5項に保育所の認可申請があった場合の審査内容が記載されております。のちほど説明いたします国の通知にも出てまいりますが、申請者が社会福祉法人又は学校法人である場合、府の条例で定める基準に加えて、この第4号部分、下線を引いております内容についても審査することとなっております。内容は「イ」から「ル」までございますが、主なものといたしましては、申請者が禁固以上の刑や各法律で定められた罰金刑に処せられ、刑の執行を終了していない者等であること、また申請者が過去に認可の取り消されたときから5年を経過していない者でないこと等が定められております。

また、その他の規定といたしましては、5ページの後段及び6ページ中段の下線部分に、最低 基準に達しない、または立入検査により必要があると認められる場合は、児童福祉審議会の意 見を聴いた上で事業の停止又は閉鎖を命ずることが規定されております。

児童福祉法の説明については以上ですが、続きまして、参考資料 5 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例【抜粋】についても簡単にご説明いたします。

今回、審査いただきます保育所の認可権限につきましては、この4月1日より、大阪府から門 真市に権限委譲されておりますが、認可基準につきましては、引き続き大阪府の基準を使うこ ととなりますため、今回、大阪府の基準条例を配らせていただいております。

こちらも主な部分に下線を引いておりますが、5ページ、第45条に保育所の設備基準として、 必要な部屋やその面積の基準が記載されております。具体的な内容につきましては、後程、申 請内容と合わせてご説明させていただきます。

また、7ページには、配置が必要な職員について記載されており、さらに、8ページの附則といたしまして、現在の待機児童解消の観点から、時限的に杯基準が緩和されておりますので、その内容について規定されております。

次に、参考資料の最後、参考資料6をお願いします。

こちらは国から各自治体あての通知となっておりまして、認可にあたっての詳細な内容や留意 点が記載されております。

2ページをご覧いただきますと、認可申請に係る審査についての記載がございます。こちらは、審査する項目についての内容となっておりますが、1点目が定員として、20人以上とすることとなっております。次に、2点目、(2)といたしまして、社会福祉法人又は学校法人による設置認可申請についての審査事項の項目がございますが、今回は社会福祉法人からの申請となりますので、こちらを見ていくこととなります。内容としましては、児童福祉法第45条に基づき府で定める基準条例に適合するかどうかという点と、先ほど児童福祉法のご説明の際に触れました、法第35条第5項第4号に掲げる、申請者が刑罰等に触れていないかどうか等に関する点について審査することとされております。

なお、この後の(3)に記載のある社会福祉法人及び学校法人以外の者、たとえば、株式会社や宗教法人等からの申請の場合は、これ以降の項目により、経済的基礎や社会的信望、又は知識経験等を審査していくことが記載されておりますが、今回、詳細の説明は割愛させていただきます。

それでは、以上の点を踏まえて、申請内容のご説明をさせていただきますので、資料 2 をお願いします

はじめに、市に申請のあった保育所の法人概要についてですが、法人名は、社会福祉法人 (みやび)福祉会です。法人設立は平成15年4月1日です。法人役員は理事長を三見廣行とし 他5名の理事と監事2名、評議員13名となっております。 法人の実施する事業は、全て第2種社会福祉事業で、保育所、一時預かり事業、放課後児童健 全育成事業で、保育所としましては、うちこし保育園、きたじま保育園を運営され、この2園 においては一時預かり事業も合わせて実施されております。

法人の略歴でございますが、各保育園の運営を順次進めてこられたのと合わせ、昨年、平成27年8月24日付けで、今回の申請のあった保育所の前身である、認可外保育施設 末広保育所を法人の事業として位置づけ、これまで運営されています。また、その他といたしまして、法人の運営に関する財務諸表、現況報告については、門真市のホームページにて公表されております。

次に、認可施設の概要については、資料3をお願いします。

を確認しております

こちらには、左端の列の申請内容と合わせ、一番右側の列に府の認可基準、また中央の列にこの施設に置き換えた場合に必要となる基準を記載しておりますので、合わせてご覧ください。まず、名称については、「すえひろ保育園」でありますが、この園はこれまで、昭和56年1月より認可外の簡易保育施設として35年にわたり運営をされております。今回の申請にあたり、公益事業として雅福祉会に譲渡され、社会福祉法人として運営するとともに、認可に向けての保育所の認可基準に適合するよう施設整備をされてこられております。

認可定員は50人となっており、内訳は0歳児が6人、1歳児が8人、2歳から5歳児が各9人でございます。施設の概要といたしましては、鉄骨造3階建てで、1、2階部分に基準上必要な保育室、乳児室や調理室、医務室を配置され、3階に遊戯室を設置されております。設備の概要といたしまして、3階建の建物であるため、耐火構造とし、避難経路として必要なる、付室を通じて連絡する屋内階段、屋外に設ける耐火構造の屋外傾斜路を設けていること

次に2ページに移りまして、保育室等の面積についてですが、基準上必要となる面積につきましては、0歳児が、乳児室1人あたり1.65 ㎡、1歳児がほふく室1人あたり3.3 ㎡となっておりますが、その下の※印に記載しておりますとおり、乳児については、いつほふくいわゆるハイハイをし出すかわからないため、0・1歳児については、一律1人あたり3.3 ㎡で扱うこととしております。さらに、2歳以上の保育室又は遊戯室の面積として、1人あたり1.98 ㎡必要となっております。この基準を、今回の保育園の定員に当てはめた必要面積を中央の列に記載しておりますが、この面積を申請内容は満たしております。

次に、屋外遊戯場につきましては、基準上2歳児以上について、1人あたり3.3 m²必要となり付近の代替地でも可能となっておりますが、今回の申請内容についても、敷地内にないため、近隣に園専用の屋外遊戯場を確保されております。

また、職員数につきましては、基準上、0歳児が3:1、 $1\cdot 2$ 歳児が6:1、3歳児が20:1、 $4\cdot 5$ 歳児が30:1の保育士配置が必要となりますが、※印に記載しておりますとおり、現在時限的に必要数の3分の1を超えない範囲で、幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭に替えることができ、加えて1人に限り、看護師又は准看護師とみなすことができることとなっております。

今回の場合、7人の保育士等が必要となりますが、11人の保育士を配置しており、必要数を上回っています。また、申請内容としましては、基準上必要となる嘱託医に加え保育補助、事務員を配置することとなっております。

なお、基準上必要となる調理員については、調理業務を委託するため、配置されていません。 開設時間につきましては、延長保育も含め、11 時間 30 分の開所を行うこととなっております。 食事提供につきましては、園内の調理室で業者に委託し自園調理のうえ提供することとなって おります。合わせて、資料3の図面についても説明させていただきます。

まず、園周辺地図ですが、本日お配りしている園の付近見取り図をご覧いただくと、古川橋駅 近くの南東部に位置しております。

次に、A3の図面の2枚目、3枚目が平面図となっております。まず、2枚目の下部分が1階部分、上部分が2階部分となっております。1階には、0歳から2歳までの乳児室、ほふく室、保育室、また調理室を配置されております。また、2階には、3歳から5歳までの保育室や医務室、事務室等を配置されており、3ページ目の3階部分には、ホールと記載がありますが、こちらが遊戯室となるほか、会議室と予備室を設置されております。また、2階以上の避難設備として、基準上必要となる2つの避難経路が図面上の丸い部分に滑り台、その下に屋内階段を設けております。

今回、認可に向けた基準に合わせるため、昨年度より整備工事をされておりまして、主な内容としては、避難設備や調理室を設置され、また保育室の必要面積を確保されております。工事につきましては、今月上旬には完了し、建築基準法上の完了検査を終えられましたので、市においても先日6月20日に実地検査を行い、申請図面と一致していることを確認しております。認可基準に適合しているかどうかについては、以上でございますが、基準と合わせた審査事項として、最後に資料5をご覧ください。

こちらは先ほどの審査事項の2点目、児童福祉法第35条第5項第4号の各規定に該当しない 点についての確認書類として、法人より該当しない旨の誓約書を提出していただいております ので、これを審査に替えさせていただき、本日資料としてお付けしております。

なお、本施設の開設予定日は平成28年7月1日を予定されております。

説明が長くなりましたが、議題2の説明は以上でございます。

委員長: ただいま事務局より、すえひろ保育園の申請内容についての説明がありました。現在も認可外保育施設として運営されているところから保育所への移行に伴う認可申請ということですが、ただいまの説明に対しまして、何かご意見やご質問はございますか。

副委員長:今回の認可にあたって、整備工事をされたという話がございました。例えば、避難設備・調理室を作られ、保育室を拡張したというお話だったということですが、整備をされたことによって、実際に保育面でどういうような改善が見られたのかということについて、補足的なご説明をいただければと思います。

事務局: 今おっしゃっていただいた点が主な整備の趣旨ですが、その他には、工事前ですと保育室全体が少し暗い状態でしたので、光をどの保育室にも取り入れられるようにするということで、明るい採光のとれるような保育室にされる工夫がされたということを聞いております。さらに、階段も通常の住宅に近いような構造で、階段の段差がかなり高く設定されていたので、子ども用の低い段差に変えるよう改善をされて使いやすくなっております。0歳児の乳児室、ほふく室の中に、ミルクを飲む子どもさん用に調乳室を確保したりですとか、何か汚れた時に洗えるように新たに沐浴室を設置して、0歳児に対する保育環境が向上したと聞いております。主な点は、以上です。

委員長:ありがとうございました。

他にご質問、ご意見等ございませんか。

道幸委員:1階の平面図について、1歳児と2歳児があるかと思いますが、トイレは北側にあるものを 幼児用トイレとして使用するのですか。

事務局:1歳児、2歳児用のトイレにつきましては、南側の階段室の下にある便所と書いているところが幼児用トイレとなっておりますので、ここを使うような形になります。0歳児の左側の便所

につきましては、基本的には0歳児専用となりますので、図面の下側の階段のところにある便 所を使うことになります。

道幸委員: 0歳児の便所に入っていくのではあまり良い動線ではないかなと思ったので、質問いたしました。そういうことであれば、結構でございます。

委員長:よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問等ございますか。

森本委員:認可外で事業されていたということで、今回の申請は認可定員50人ということなのですが、 認可外でされていた事業の規模というのはどれくらいの人数だったのですか。

事務局:今まで工事に入る前までは60名で運営していて、今回工事に入るにあたりまして、仮設園舎 を建てなければならないということで、仮設園舎にも基準を求められますので、それに合わせ てやったところ工事に入ってからは50名で運営されています。

委員長:他に質問、ご意見等ございますか。

道幸委員:参考資料6にあります認可基準について、株式会社等であれば経済的基礎があること等の条件があるようですが、社会福祉法人について指導監査を受けておられるので免除されているのだと思いますが、門真市の方で指導監査を行っておられると思いますが、指導監査の内容とそれについての対応を教えていただきたいです。

事務局:法人本部、保育所自体の施設監査につきましては、前回雅福祉会に実施された当時は、大阪府が監査を実施しておりまして、現在では権限移譲されていますので、門真市の方に引き継ぎの資料をいただいております。それを見ておりますと、法人本体におきましては、契約上の手続きの点で指摘があったと書かれておりまして、随意契約できる範囲というのは法人が決めていますが、それと実態が合わず、指摘を受けたということがありましたが、その後定款を変更されてきちんと実情に合うように改善されたというように聞いております。施設におきましては、施設の職員は守秘義務を課されてくるわけですが、守秘義務を課す職員の範囲を狭く設定していたという点に指摘がありましたが、この点についても改善報告書を提出し、運営の中で改善していることを確認した書類がありましたので、指摘した点の主な点については、改善されていると認識しています。以上でございます。

委員長:他にご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。

吉兼委員:工事につきましては、自己資金で行われるのですか。

事務局: 工事におきましては、府と市の補助金を出させていただきまして、基準額の3/4を2400万円程度になりますが、補助金で賄われておりまして、それ以外の超えた部分につきましては、自己資金や福祉医療機構の貸付によって負担をされて、整備をされているような状況です。

委員長:今のご説明でよろしいでしょうか。それでは他に何かございますか。他にご意見が無いようですので、次の議題に移らせていただきます。

それでは、「議題3 その他について」事務局に説明をお願いいたします。

事務局:その他といたしまして、事務局より2点ほどご説明させていただきます。

まず、1点目ですが、本日諮問し、ご審議いただいた保育所の認可につきまして、会議結果を受けて答申をいただくこととなっておりますが、答申書につきましては、改めてお集まりいただく時間がないため、本日の審議内容を踏まえまして、委員長、副委員長に確認いただいたのち、答申いただくこととさせていただきたいと思いますので、あらかじめご了承ください。次に、2点目に次回会議の目安についてお知らせをいたします。今後の予定といたしましては、今年度中に1件申請の希望がありますため、申請時期により前後いたしますが、10月頃にお集まりいただく予定としております。また、申請があり開催の準備が整い次第、日程を調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます

委員長:ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、ご意見ご質問等ございました ら、お願いいたします。大丈夫でしょうか。本日の議題は全て終了いたしました。以上をも ちまして、平成28年度 第1回 門真市児童福祉審議会を閉会させていただきたいと思いま す。どうもありがとうございました。

< 閉 会 >